

問題ないか、指定管理者制度

中橋 友子 議員

問

指定管理者制度は、昨年6月、国の法改正による「公の施設」の管理・運営を株式会社等に委ねる任意の新制度である。

これまでの民間委託と違い、使用許可や料金設定も企業が行うことを可能とし、福祉施設、衛生施設、体育や教育施設、公園、コミセン等ほとんどの公共施設が対象となる。公共施設は公平・公正な運営が原則で、町民がいつでも安心して利用できる管理体制が求められる。企業に使用許可や料金設定まで委ねることになれば、公平・公正さに問題を生じかねない。すでに帯広市等は実施に動き出しているが、これまでの体制が廃止されることから、解雇の問題も生じている。町としての対応を伺う。

町長 今回の改正は、多様な住民ニーズにより効果的・効率的に対応する

ため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費節減を図ることを目的とするものであるが、今後、これらについて調査検討し、どういう方法が住民の皆さんにとつてより良い活用方法なのか、あるいは管理者を指定するところが本当に住民のためになるのかといったことを含め、対応をしていきたい。

なお、公共的な団体が委託を受けてやっているものは3年以内に条例化するか、直営化に切り替えなければならぬが、今、本町で委託している清掃業務等はこれに該当しないし、今年3月議会で、各種施設等の5年間の長期債務負担の議決をいただいたことから、少なくともそれが終わるまでは、新たに指定管理者に任ずることにはなっていない。

町民にわかりやすい、予算や政策資料の提供を

問

地方財政削減や町村合併等、厳しい現状の時こそ、住民自治の確立

住民と一緒に「まちづくり」が求められる。そのため、町の予算の使い方、政策や計画等をより分かりやすく町民に伝え、身近な関係を築くことが必要である。平成13年には、「まちづくり町民参加条例」も施行しており、具体策として、

①町民に予算説明書の発行。

②福祉施策の一覧の発行。
③乳幼児施策の一覧の発行を行うべきである。

町長

①当初予算と決算は、町の「広報まぐべつ」の特集記事として取り上げている。多分に専門的な用語・内容になることから、

できる限り図とか表などを用い、視覚的に理解していただけるよう工夫しているが、何しろ限られた紙面の中でのお知らせであり、必ずしも十分な内容ではないと思っている。

また、個々の事務事業全てを説明すると膨大な説明書になり、必ずしも効果的ではないことから、

今の広報紙の内容をさらに充実させる、あるいは広報紙とは別刷りの方法がどうかというようなことも考えている。

なお、中学生にも分かってもらえるような、あるいは住民に対する予算の説明会といったことについては、内部で協議をしたい。

「幕別町の高齢者保健福祉概要」などを発行することにより周知してきた。これらは特に関係者への送付、あるいは役場、支所、出張所等の窓口へ配付している。また、広報紙により「幕別町保健ガイド」として1年間の事業を掲載し、乳児がいる家庭を保健師が訪問した際に各種保健サービスの一覧を配付、保育所等の入所や児童手当・乳幼児医療などのパンフレットの配付などにより周知している。

しかし、こうした情報は、制度が改正がされると、せつかく冊子を発行しても改定していかねばならない問題があることから、情報の正確性、速報性からいくと、どうしても広報紙やホームページに頼らざるを得ない。現在「ホームページ改正検討部会」を内部に組織しており、改定作業の中でこれらの情報の掲載についても検討をしていきたい。



予算説明を掲載した広報紙と福祉施策のガイド

「みんなのふくし」は、町民の生活に関する情報を提供するための広報紙です。福祉施策のガイドは、町民が利用可能な福祉サービスの概要をまとめた冊子です。